

トレーナー契約書変更内容一覧

2025 年 7 月 1 日以降の改訂のみを抜粋し記載しています。

※ “補正、” から “補整、” へ表記を全て統一しています。

※表現方法（例えばつなぎ言葉の「を」から「に」 への変更等） のみの修正、及び同一条文内での順番の変更等は記載していません。

2025 年 7 月 1 日現在		変更後
第 1 条 ＜定 義＞ 記載なし トレーナーの権利を明文化	新設	第 1 条＜定 義＞ ⑦トレーナーの権利 “セミナーを開催する権利、 “商品をトレーナー価格で購入する権利、 “商品の販売益を得る権利（販売奨励費含む）、（以下「トレーナーの権利」という）
第 3 条 ＜スクール開校の要件＞ スクール開講可否の詳細を明文化	追加	第 3 条＜スクール開校の要件＞ 7 項 乙自身が多店舗経営または事業拡大を行う場合、資本関係および雇用関係が関連することから、越境によるトレーナー活動は認めないものとする。 ただし、フランチャイズ展開等における越境については、他店舗経営とは異なるため、 “〇〇店舗でのスクール活動は行っていない等、不特定多数に対する案内を必須とする。 尚、 “直営店、 “フランチャイズ店、等の表記についても、同様に必須とする。
第 4 条 ＜スクール開校の権利及び所在地＞ 条文の詳細を明文化	追加	第 4 条＜スクール開校の権利及び所在地＞ 3 項 乙がスクールを移転する場合、移転予定日の 60 日前までに旧所在地における営業終了予定日・新所在地・営業開始予定日等、甲が指定する事項を書面にて提出し、甲の事前承認を得なければならない。
		第 4 条＜スクール開校の権利及び所在地＞ 4 項 乙は甲の承認を得るまで移転先においてスクール運営、セミナー開催、広告活動その他の営業行為を行ってはならない。
		第 4 条＜スクール開校の権利及び所在地＞ 5 項 乙は移転に伴い、既存受講生に対し適切な案内を行い、その内容について甲の求めに応じて報告しなければならない。
		第 4 条＜スクール開校の権利及び所在地＞ 6 項 移転に伴う審査・登録変更・契約書再締結・ディプロマの再発行・システム変更・その他事務手続きに関する事務手数料として、乙が B T の場合は 30,000 円（税別）、M T の場合は名刺の再発行及び看板の修正を含め 50,000 円（税別）を甲に支払うものとし、支払時期及び支払方法は甲の指定による。
第 5 条 ＜セミナー開催の権利＞ 条文の詳細を明文化	変更	第 5 条＜セミナー開催の権利＞ 4 項 以下の注意事項を厳守して、セミナーを開催することとする。 ◆セミナーの開催は『ペディグラスオンラインシステムのマイページ』を介して事前に申し込みを完了した受講生に限定（当日の受付は厳禁とし前日までに完了）すること
第 9 条 ＜サポート体制＞ 条文の詳細を明文化	追加	第 9 条＜サポート体制＞ 4 項 条件 1：検証期間は毎年 7 月 1 日より翌年 6 月末日までの都度 1 年間とし、かつ支払いは締め切り月の翌月の 15 日迄、全ての期間に乙と該当者共に甲のトレーナー契約が継続していること 条件 2：条件 1 のトレーナー契約の継続とは、 “トレーナーの権利、が停止している期間は、継続とはみなさないものとする 条件 3：対象売上金額は、消費税・送料・手数料及び症例管理代金・修理代等を除いた金額とする

2025 年 7 月 1 日現在		変更後
第 10 条 ＜乙の義務及び責任と協力＞ 条文の詳細を明文化	追加	第 10 条＜乙の義務及び責任と協力＞ 4 項 尚、適切ではないセミナーの開催日から復帰までの期間、トレーナーの権利は一切停止する。
第 11 条 ＜登録料及び月会費＞ 条文の詳細を明文化	修正	第 11 条＜登録料及び月会費＞ 7 項 乙が本条 1 項の諸手続きが完了しない場合、または月会費の支払いが 2 ヶ月分以上滞納した場合、乙の「トレーナーの権利」を回復までの期間一時停止する場合がある。
第 12 条 ＜契約の有効期間及び更新条件＞ 更新条件の緩和	変更	第 12 条＜契約の有効期間及び更新条件＞ 4 項 トレーナーの技術水準維持と最新の技術指導を目的に、2 年に 1 回以上（1 年のカウントは 7 月 1 日から翌年 6 月末日まで）本校主催の以下に記載するセミナーに参加することで契約更新が可能。
第 12 条 ＜契約の有効期間及び更新条件＞ 現場における問題点解消	追加	第 12 条＜契約の有効期間及び更新条件＞ 4 項 尚、『MT』に限り本部主催の『医師・看護師専用セミナー』を 2 日間共に受講することにより、本項の条件は達成（※本校主催のビルド・ゲルセミナー受講要件有）と判断する。
第 12 条 ＜契約の有効期間及び更新条件＞ 条文の詳細を明文化	補足	第 12 条＜契約の有効期間及び更新条件＞ 9 項 尚、同一拠点で複数名のトレーナーが在籍する法人（もしくは店舗）の扱いは、傷病（出産を含む）等にて活動ができない場合に限り、年単位で「年会費免除特例期間」と甲が判断し、乙（もしくは丙）へ通知する。 その後、甲主催で行う該当セミナーへの参加完了までの期間、毎月の会費は未更新扱いとし、月々 3 万円とするが、この「年会費免除特例期間」は最長 2 年間とする。
第 17 条 ＜禁止事項＞ 条文の詳細を明文化	変更	第 17 条＜禁止事項＞ 9 項 乙が本条 8 項の訂正を行わない場合には、訂正が行われるまでの期間、乙はスクール業務を停止し、甲のホームページ及び SNS 上の乙スクール及び乙サロンに関する広告掲載並びにトレーナーの権利を一旦停止する。
第 17 条 ＜禁止事項＞ 条文の詳細を明文化	追加	第 17 条＜禁止事項＞ 14 項 尚、契約期間中に中途解約を行う場合には、解約月を含めた直近 3 ヶ月分の仕入額は、全て技術者価格にて再計算し、その差額分を解約日迄に乙から甲へ全額支払うものとする。